

徳島県次世代育成支援行動計画

「第2期 徳島はぐくみプラン(後期計画)」(素案)に係る

パブリックコメント実施結果

1 募集期間	令和元年12月17日(火)から令和2年1月15日(水)まで(30日間)	
2 意見提出者数	4名	
3 意見件数	11件	

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する考え方
1	○子どもの受動喫煙の危害防止が抜け落ちているように思います。改正健康増進法で、子どもの受動喫煙防止がそれなりに配慮はされていますが、家庭内、同室内、自動車内などでの受動喫煙防止は入っておらず、兵庫県受動喫煙防止条例などでは以下が規定されています。子どもらの健康と健全育成のために、これらの観点を施策、あるいは条例制定等で盛り込むようお願いします。 一方で、子どもの時から以下の教育、啓発が大切で不可欠です。 「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」 第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの方と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨の掲示の義務付け 第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。 第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。 ・子どもらの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などでの禁煙規定	「健康増進法の一部を改正する法律」においては、多数の者が利用する施設の類型ごとに必要な措置が規定されるとともに、屋外や家庭においても、喫煙をする際には周囲の状況に配慮しなければならないこととなっており、特に子どもや患者等の近くでは喫煙しないよう配慮が必要です。 本県においては、望まない受動喫煙が生じないよう、改正健康増進法を周知するとともに、若年者への防煙教育、妊娠中の喫煙のリスクをはじめとする正しい知識の普及や、保健所による事業所への助言指導及び禁煙宣言事業所の登録促進など環境整備に努めております。 今後引き続き、いただいたご意見を参考に、関係機関と連携しながら、受動喫煙防止対策の推進に取り組んで参ります。 (計画Ⅰ-2(2)「妊娠・出産・子育てに関する教育の普及」の「喫煙や薬物等に関する教育の推進」及びⅡ-4(5)「安全・安心なまちづくりの推進」の「受動喫煙防止対策の推進」)
2	○普段から気を付けていても、望まぬ受動喫煙をすることが多々あります。特に、子どもや妊婦の方達が望まない受動喫煙をすることがないよう、徹底した受動喫煙防止対策を推進してほしいと思います。	
3	OP42の“(4)多様な保育・預かりサービスの充実”のところで、市町村で行っている病児保育事業について、記載があってもよいのではないかと思います。	病児・病後児保育のニーズは高く、計画では、Ⅱ-1(2)「子育てしやすい環境づくりの推進」の中の「ファミリー・サポート・サビスの推進」やⅡ-3(1)「地域における子育て支援サービスの充実」の「市町村を越えた広域的な子育て支援の実施」の中に記載しており、推進を図っていきます。

ご意見一覧

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する考え方
4	○小船の動力源には船外機と人力があります。 人力が船外機に比べて代わられて、ひさいいのですが、人力で水深のあるところで操船するには、日本では、従来櫓漕ぎが用いられてきました。子どもの頃から櫓漕ぎに親しみ、船の揺れの中で足腰を鍛えた人たちからは、スポーツ選手として花開いた人もいます。 個人や団体が、明るく、思いやりのあるシーマンシップを養成することは一般社会にとっても、とても有益です。 櫓漕ぎを通じて、明るく、思いやりのある精神を培える場をぜひとも作ってほしいものです。 そのためには少なくとも櫓漕ぎのできる人たちから指導者を養成して数ヶ月かかると言われているその技術を後世に残していくのが第一歩だと思います。	計画では、Ⅲ-1(4)「地域人材・資源を活かした子どもの健全育成」の中で、「地域住民の参画によるスポーツ・文化活動の推進」や「自然体験や人と人との交流の場の提供」を推進していくこととしております。 いただいきましたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
5	○おそらく策定時に添付されるとは思いますが、平成27年度に策定された前期計画と同様に、用語解説があればよいと思います。	用語解説のページを設けることとしております。
6	○子供を育てる上で、経済的負担は非常に大きいものだと思います。市町村などと連携し、切れ目のない経済的支援をお願いできればと思います。	児童手当の給付や保育所・放課後児童クラブ等の利用料の無料化や減免、保護者への低利融資、学費の軽減など、市町村と連携し、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。(計画Ⅰ-3(1)「子育て家庭の経済的負担の軽減」)
7	○今回、初めて知る事業や取組、制度が沢山ありました。必要とする方が適切な支援を受けられるよう、今後とも効果的な情報発信をお願いします。	本計画の公表はもとより、子育て支援の取組みや役立つ情報は、徳島県はぐくみ支援ポータルサイト「とくしまはぐくみネット」をはじめ、様々な広報媒体により積極的に情報発信していきます。
8	○「ライフデザインの形成の推進」について結婚する年齢が高くなると、妊娠しにくくなり、不妊治療などに時間とお金がかかると、そういったことを若い人たちに知識として知らせるような教育を行ってほしい。	「ライフデザインの形成の推進」を実施する具体的な事業において、ご意見を踏まえ、医学的な知識も学べるよう工夫したいと考えます。

ご意見一覧

番号	ご意見・ご提言等	ご意見に対する考え方
9	○「チーム育児」の普及推進について 「チーム育児」が十分働くためには、職場（企業等）が従業員の子育ての事情を理解し、働き方や休暇などの面で支援することが非常に重要であると考えられる。計画でも、企業等を協力者（チームの一員？）として位置付ける必要があるのではないかと。	企業等の職場もチームの一員として、「チーム育児」を支える立場に立ち得ることから、「チーム育児」に賛同し、子育て家庭を応援する企業等についての普及に関する記述を追加します。
10	○「子どもの安全確保対策の推進」について 昨年は、滋賀県大津市の交差点で、園児の列に自動車が出っ込んだり、神奈川県川崎市でスクールバス待ちをしていた児童が切りつけられるなど痛ましい事件があり、道路での子どもの安全確保の問題を見直す必要を感じた。朝の通園・通学時間だけでなく、保育園児が外出するときや、幼稚園児や児童の帰りの時間帯などにも、NPOや住民、学生ボランティアなど、地域に協力してもらって見守りをする人を増やすような取り組みが必要なのではないか。	園外活動時の見守りに従事する人員の配置など、保育園児等の安全確保対策に関する記述を追加します。
11	○「将来目標」について 将来目標として、「2025年に、結婚や出産に関する希望が叶う場合の出生率（希望出生率）1.8を目指し、若い世代が結婚・出産・子育てを望み、安心して子どもを育てられる社会の構築に向けた環境整備に全力で取り組みます。」とあるが、これから5年後にこの数値が達成できるとは思えない。無理な数値目標ではなく、現実的な目標に変えた方がいいのでは。	希望出生率1.8という数値は、国が、アンケートにより、子どもを持ちたいと願う既婚者及び未婚者が望む子ども数を基にして算出した数値であり、国民の希望する子ども数を表しているとともに、国においても、目標値として掲げているところだ。少子化対策を推進していく上では、持ちたい子ども数を持てるような社会の実現を目指すべきであり、本計画の将来目標として取り組みを進めたいと考えております。